

「きたひろ まいピー」キャラクターデザインの使用に関する要綱

平成25年2月13日

北広島商工会

(趣旨)

第1条 この要綱は、「きたひろ まいピー」キャラクターデザインを活用して、北広島市のイメージを高め、市内外で展開される意欲的な地域づくり事業を支援するために、その使用について必要な事項を定める。

(キャラクターデザイン)

第2条 キャラクターデザインは、別図のとおりとする。なお、アレンジ等が必要な時は商工会と協議し、承認を得るものとする。

(キャラクターデザインに関する権利)

第3条 キャラクターデザインに関する一切の権利は、北広島商工会(以下「商工会」という。)に属する。

(使用の承諾)

第4条 キャラクターデザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ商工会に対して、キャラクターデザイン使用申請書(別記第1号様式)を提出し、会長の承諾を得なければならない。

(使用の制限)

第5条 会長は、前条に規定する申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を承諾しない。ただし、特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 自己を標示するために利用しようとする場合 ただし、企業等が商品開発、包装等にデザインを使用する場合は、別途使用料を定める。
- (2) 商工会の品位を傷つけ、又は趣旨の妨げになるおそれがある場合
- (3) 第7条に規定する事項に従わない使用と認められる場合

(申請者への通知)

第6条 会長は、キャラクターデザインの使用を承諾したときは、キャラクターデザイン使用承諾書(別記第2号様式)により申請者に通知し、使用を承諾しなかったときは、その理由を明記した書面をもって申請者に通知する。

(使用上の留意事項)

第7条 使用の承諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、キャラクターデザインの使用にあたっては、次の事項を順守しなければならない。

- (1) キャラクターデザイン、色及び愛称を無断で変更しないこと
- (2) キャラクターデザインのイメージを損なうような使用をしないこと

(申請内容の変更)

第8条 使用者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに商工会にキャラクターデザイン使用内容変更申請書(別記第3号様式)を提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、変更を認めたときは、キャラクターデザイン使用内容変更承諾書(別記第4号様式)により使用者に通知する。

(使用の報告)

第9条 使用者は、キャラクターデザインの使用を終了したときは、速やかに、キャラクターデザイン使用報告書(別記第5号様式)により商工会に報告しなければならない。

(使用承諾の取消)

第10条 会長は、キャラクターデザインの使用開始後において、第5条各号に該当すると認めたときは、使用者に対し、使用の取り消し、使用の中止を命じることができる。

(事務担当)

第11条 キャラクターデザインに関する事務は、商工会振興課において行う。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月13日から実施する。

附 則

第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第7条(1)、第7条(2)、第8条、第8条2項、第9条、第10条、第11条の一部改正は、平成28年8月25日から実施する。

別紙 1

「きたひろ まいピー」キャラクターデザイン使用料金について

申請者区分	使用料金	使用期間
1 北広島市、北広島市観光協会に関する事業等での使用	基本は無料。ただし、営利を伴うものについては、協議すること。	承認のあった日から目的を達成する日まで
2 商工会会員	一事業所 5,000円	承認のあった日からとし、期限を設けませんが、他へのデータの譲渡は禁止します。不正使用が確認されたときは、違約金を徴収することがあります。
3 一般の企業等	一事業所 50,000円	承認のあった日から3か年間とします。他へのデータの譲渡は禁止します。不正使用が確認されたときは、違約金を徴収することがあります。
4 その他	個人、団体等は、申請内容を確認して、使用料を判断しますが、非営利での使用について、基本は無料とします。	承認のあった日から3か年間とします。他へのデータの譲渡は禁止します。不正使用が確認されたときは、違約金を徴収することがあります。